

資料編

策定基本方針

策定経過

ワークショップ

総合計画審議会関係

第4次総合計画（後期基本計画）策定体系

用語説明

八千代市都市計画図

◇策定方針◇

八千代市第4次総合計画策定（後期基本計画策定時）基本方針

平成27年6月22日制定

第4次総合計画策定（後期基本計画策定時）に関する基本方針は、以下のとおりとします。

1. 基本構想の取り扱い

後期基本計画の策定にあたっては、原則、基本構想を踏襲するものとします。ただし、計画の策定に際し、基本構想の一部修正を行う場合もあります。

2. 後期基本計画策定の基本的方針

- (1) 基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて取り組むべき施策を体系的に示す市政の基本的な計画とします。
- (2) 後期基本計画は、市長のマニフェスト※や、以下に掲げる前期基本計画策定後に生じた新たな行政課題を踏まえて策定するものとします。
 - ① 東日本大震災等の大規模自然災害等を受けての国土強靱化基本法の制定
 - ② 子ども・子育て支援新制度の開始
 - ③ 公共施設等の最適な配置を実現することを目的とした公共施設等総合管理計画の策定
 - ④ まち・ひと・しごと創生法の制定に伴う中長期の将来展望を示す地方人口ビジョン及び人口減少対策や雇用の創出などを政策目標・施策とする地方版総合戦略の策定
- (3) 策定に際しては、人口推計の見直しを行うものとします。
- (4) 策定に際しては、財政推計を行うものとします。
- (5) 計画事業の設定にあたっては、策定予定の財政計画に配慮するものとします。

3. 実施計画策定の基本的方針

実施計画は、後期基本計画において定められた基本的な施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするとともに、財源の裏付けを伴う市政の具体的な計画とします。

4. 計画の期間

- (1) 後期基本計画の計画期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とします。
- (2) 実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度見直すローリング方式とします。

資料編

5. 計画策定の体系

(1) 総合計画策定会議

後期基本計画の策定にあたっては、総合計画策定会議において広く職員の参画を求め、全庁を挙げて取り組むものとします。

(2) 総合計画審議会

後期基本計画の策定にあたっては、計画（案）を市長の諮問機関であり、公募委員を含む総合計画審議会において審議するものとします。

(3) 市民の意見

後期基本計画の策定にあたっては、市民と行政が互いにパートナーとしての認識を共有してまちづくりを進めるため、市民参加によるワークショップやパブリックコメント等を実施することで、市民の参画を促進し、広く市民の意見を反映させるものとします。

(4) 調査等の活用

後期基本計画の策定にあたっては、市民意識調査等の調査結果を活用するものとします。

6. 策定の時期

後期基本計画及び後期実施計画（平成28年度版）は、平成27年度中に策定するものとします。

7. 計画の策定

後期基本計画及び後期実施計画は、部長会議において決定するものとします。

8. 公表について

後期基本計画の策定にあたっては、概要を適切な時期に広報やちよにより公表するとともに、策定に関わる文書等の情報を提供することにより策定経過等を公開するものとします。公開の方法は、市情報公開コーナーへの関係文書の配置及び市のホームページへの掲載等の方法により適時行うものとします。

9. その他

策定基本方針に定めるもののほか、後期基本計画の策定に関し必要な事項は、別に定めるものとします。

※ 平成25年5月26日執行の市長選挙における選挙公報と候補者用選挙ビラ

◇策定経過◇

年 月	事 由
平成27年 6月	総合計画策定会議本部会において八千代市第4次総合計画策定（後期基本計画策定時）基本方針について検討
8月～9月	地域別ワークショップを実施（7地域各3回）
9月	第10回八千代市民意識調査実施。「まちづくりシンポジウム 2015 in やちよ～住みたい、住み続けたいまちをめざして～」を開催
12月	八千代市総合計画策定会議幹事会・本部会において八千代市第4次総合計画後期基本計画（素案）について検討
平成28年 1月	部長会議において八千代市第4次総合計画後期基本計画（素案）承認
1月～2月	八千代市第4次総合計画後期基本計画（素案）についてパブリックコメントを実施
2月	八千代市第4次総合計画後期基本計画（素案）について議員説明会を実施
3月	部長会議において八千代市第4次総合計画後期基本計画（原案）承認。八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）について総合計画審議会に諮問。総合計画審議会から八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）について市長に答申。総合計画策定会議本部会において八千代市第4次総合計画後期実施計画（案）について検討。第4次総合計画後期基本計画・後期実施計画が部長会議で決定

◇ワークショップ◇

八千代市第4次総合計画後期基本計画や、今後、市が取り組む人口減少対策などを政策目標・施策とする八千代市版総合戦略の策定に際し、計画の基本となる6テーマについて、市民の意見を反映させるため、無作為抽出と公募で選出された市民によるワークショップを市内7地域ごとに各3回実施しました。

ワークショップの内容

1回目の内容

「健康、福祉」「子育て、教育」「文化、スポーツ、生涯学習」についての課題出し

2回目の内容

「安心・安全」「快適生活（インフラ）、環境共生」「産業活力」についての課題出し

3回目の内容

1、2回目で出てきた課題に対する解決案の提案

開催日程

地域	期日	時間	場所
阿蘇	①8月9日(日)	14時～16時	阿蘇公民館
	②8月30日(日)		
	③9月13日(日)		
村上	①8月8日(土)	14時～16時	郷土博物館
	②8月23日(日)		村上公民館
	③9月6日(日)		
睦	①8月8日(土)	10時～12時	農業交流センター
	②8月23日(日)	10時～12時	睦公民館
	③9月6日(日)		
大和田	①8月9日(日)	10時～12時	大和田公民館
	②8月23日(日)		
	③9月13日(日)		
高津・緑が丘	①8月9日(日)	14時～16時	高津公民館
	②8月23日(日)		
	③9月13日(日)		
八千代台	①8月8日(土)	18時30分～20時30分	八千代台公民館
	②8月23日(日)	14時～16時	
	③9月13日(日)	10時～12時	男女共同参画センター
勝田台	①8月9日(日)	10時～12時	勝田台公民館
	②8月30日(日)		
	③9月12日(土)		

◇総合計画審議会関係◇

八千代市総合計画審議会条例

昭和44年10月1日

条例第37号

(設置)

第1条 本市に、八千代市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市勢の健全な発展を図るための総合計画について、市長の諮問に応じ調査審議して答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民 3人以内

(2) 学識経験者 6人以内

(3) 関係行政機関の職員及び公共的団体を代表する者 11人以内

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭53条例24・平10条例34・平20条例20・一部改正)

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長各1人を置き委員の互選によって定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 審議会の会議は、市長の諮問に応じ会長が招集する。

(会議)

第6条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平10条例34・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、審議会が市長の同意を得て別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第24号)

この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第34号)

この条例は、平成11年1月15日から施行する。

附 則(平成20年条例第20号)

この条例は、平成21年1月15日から施行する。

八千代市総合計画審議会委員

(敬称略)

区分		氏名	役職名	備考	
1号委員	市民	1	白岩啓嗣	公募委員	
		2	川瀬晃	公募委員	
		3	野口和子	公募委員	
2号委員	学識経験者	4	高橋洋二	日本大学名誉教授	
		5	伊澤岬	日本大学名誉教授	会長
		6	秋山秀一	東京成徳大学人文学部観光文化学科教授	
		7	吉尾博和	秀明大学総合経営学部教授	
		8	朝倉暁生	東邦大学理学部教授	
		9	倉斗綾子	千葉工業大学工学部助教	
3号委員	公関係的行政団体機関の代表職する及び者	10	上代修二	八千代商工会議所会頭	副会長
		11	伊藤禎造	八千代市自治会連合会会長	
		12	飯島好美	八千代市体育協会副会長	
		13	大木茂夫	八千代市農業協同組合理事	
		14	越後久美子	特定非営利活動法人子どもネット八千代理事長	
		15	櫻井豊	八千代市社会福祉協議会会長	
		16	椎原秀茂	八千代市医師会会長	
		17	山口純子	八千代市長寿会連合会会長	
		18	加藤輝子	八千代市芸術文化協会副会長	

八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）諮問

総 企 第 1 7 2 7 号
平成 2 8 年 3 月 7 日

八千代市総合計画審議会
会長 伊 澤 岬 様

八千代市長 秋 葉 就 一

八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

八千代市第4次総合計画を策定するにあたり、八千代市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別添の八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）答申

八 総 審 第 8 号
平成 2 8 年 3 月 2 5 日

八千代市長 秋 葉 就 一 様

八千代市総合計画審議会
会長 伊 澤 岬

八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）について（答申）

平成28年3月7日付け総企第1727号で諮問のあった「八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）」は、八千代市第4次基本構想における本市の将来都市像「快適な生活環境とやすらぎに満ちた都市 八千代」を実現するため、前期基本計画との継続性に配慮しつつ、前期基本計画策定後に生じた新たな行政課題を踏まえた、まちづくりの基本的な施策を体系的に示す市政の基本的な計画となるものである。

こうした視点で、慎重に審議した結果、その内容を概ね妥当なものとして認め、別添「八千代市第4次総合計画後期基本計画（案）」のとおり答申する。

◇総合計画策定会議関係◇

八千代市総合計画策定会議設置要領

(設置)

第1条 市における基本構想，基本計画及び実施計画（以下「総合計画」という。）の策定のために，八千代市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(策定への参画)

第2条 策定会議は総合計画策定にあたっては，市民及び職員の参画について，配慮しなければならない。

(組織)

第3条 策定会議は，本部会，幹事会，部会及び部会調整会議をもって組織する。

(本部会)

第4条 本部会は，本部長，副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は副市長を，副本部長は総務企画部長をもって充てる。

3 本部員は，別表1に掲げる職にある者及び市長が指名した者をもって充てる。

4 本部長は，必要に応じ，本部会を招集し，会議の議長となる。

5 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるとき，又は本部長が欠けたときは，その職務を代理する。

(本部会の任務)

第5条 本部会は，総合計画原案（以下「原案」という。）を策定し，八千代市庁議規則第2条に定める部長会議に付議しなければならない。

(幹事会)

第6条 幹事会は，幹事長，副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は総務企画部長を，副幹事長は総務企画部次長をもって充てる。ただし，総務企画部次長が2人以上置かれている場合は，副幹事長は企画に関する事務を所掌する総務企画部次長の職にある者をもって充てる。

3 幹事は，別表2に掲げる職にある者及び本部長が指名した者をもって充てる。

4 幹事長は，必要の都度幹事会を招集し，会議の議長となる。

5 副幹事長は，幹事長を補佐し，幹事長に事故があるとき，又は幹事長が欠けたときは，その職務を代理する。

(幹事会の任務)

第7条 幹事会は，原案の作成に関する調整，整合を行い，作成した原案を本部会に提出しなければならない。

(部会)

第8条 部会の区分，所掌事務及び所管課等は別表3のとおりとする。

2 部会は，部会長，副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は幹事長が指名し，副部会長は部会長が指名する。

- 4 部会員は、別表3に掲げる所管課等の課長及び幹事長が指名した者をもって充てる。
- 5 部会長は、必要の都度部会を招集し、会議の議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、部会長の指名する職員をもって、ワーキンググループ会議を構成することができる。

(部会の任務)

第9条 部会は、原案の作成に要する事務全般を取り扱う。

- 2 部会で作成した原案は、部会調整会議に提出するものとする。

(部会調整会議)

第10条 部会調整会議は、調整会議会長、調整会議副会長及び調整会議会員をもって構成する。

- 2 調整会議会長は総務企画部次長をもって充て、調整会議副会長は調整会議会員の互選によるものとする。ただし、総務企画部次長が2人以上置かれている場合は、調整会議会長は企画に関する事務を所掌する総務企画部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 調整会議会員は、第8条第3項に定める部会長及び副部会長をもって充てる。
- 4 調整会議会長は、必要の都度部会調整会議を招集し、その議長となる。
- 5 調整会議副会長は、調整会議会長を補佐し、調整会議会長に事故があるとき、又は調整会議会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会調整会議の任務)

第11条 部会調整会議は、部会で作成した原案の調整、整合を行い、幹事会に提出しなければならない。

(庶務)

第12条 策定会議の庶務は、総務企画部総合企画課において処理する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月11日から施行する。

資料編

附 則

この要領は、平成15年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月24日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

別表1（第4条第3項）

教育長 事業管理者 財務部長 健康福祉部長 子ども部長 生涯学習部長	安全環境部長 都市整備部長 産業活力部長 会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長	農業委員会事務局長 消防長 上下水道局長
---	--	----------------------------

別表2（第6条第3項）

総務企画部次長 財務部次長 健康福祉部次長 子ども部次長	生涯学習部次長 安全環境部次長 都市整備部次長 産業活力部次長	教育次長 消防本部次長 上下水道局次長
---------------------------------------	--	---------------------------

備考 総務企画部次長が2人以上置かれている場合は、企画以外の事務を所掌する総務企画部次長の職にある者を委員に充てる。

別表3 (第8条第1項・第4項)

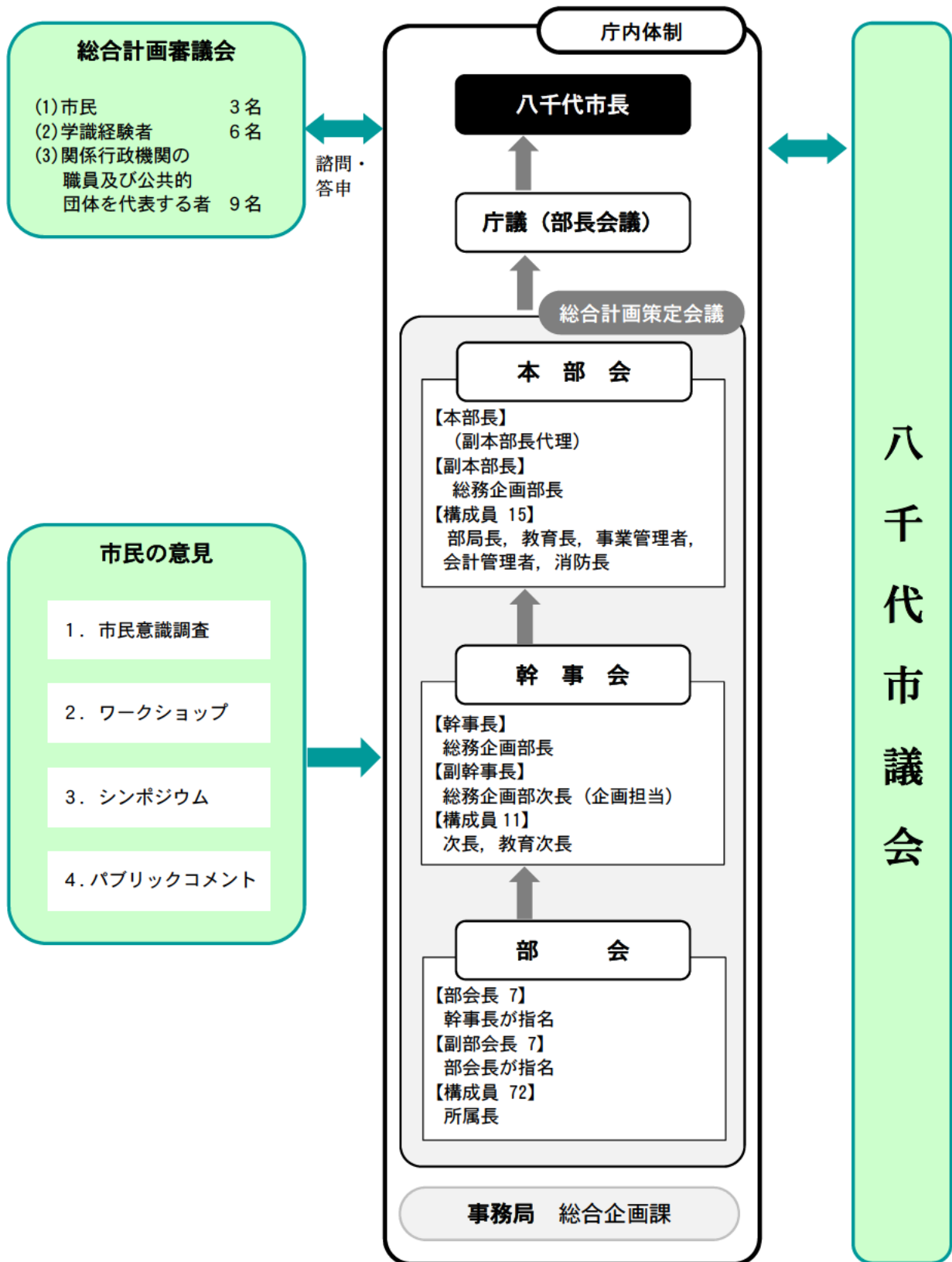
部会	所掌事務	所管課等
健康福祉都市部会	(1)保健に関すること (2)医療に関すること (3)児童福祉に関すること (4)ひとり親家庭福祉に関すること (5)障害者(児)福祉に関すること (6)高齢者福祉に関すること (7)低所得者福祉に関すること (8)地域ぐるみ福祉に関すること (9)墓地・斎場に関すること (10)国民健康保険・高齢者医療制度に関すること (11)介護保険に関すること (12)国民年金に関すること (13)その他, 健康福祉都市部会に関すること	健康福祉部 健康福祉課 生活支援課 長寿支援課 障害者支援課 健康づくり課 国保年金課 子ども部 元気子ども課 子育て支援課 母子保健課 都市整備部 建築指導課 消防本部 消防総務課 予防課 警防課 指令課
教育文化都市部会	(1)幼児教育に関すること (2)義務教育に関すること (3)高校・大学教育に関すること (4)生涯学習に関すること (5)市民文化に関すること (6)文化財に関すること (7)スポーツ・レクリエーションに関すること (8)青少年健全育成に関すること (9)男女共同参画社会に関すること (10)多文化共生に関すること (11)その他, 教育文化都市に関すること	総務企画部 総合企画課 子ども部 元気子ども課 生涯学習部 生涯学習振興課 文化・スポーツ課 青少年課 男女共同参画課 教育委員会 教育総務課 学務課 指導課 保健体育課
環境共生都市部会	(1)生活環境に関すること (2)地球温暖化に関すること (3)生物多様性の保全に関すること (4)環境美化に関すること (5)資源循環型社会の形成に関すること (6)その他, 環境共生都市部会に関すること	安全環境部 環境保全課 クリーン推進課 都市整備部 公園緑地課 産業活力部 農政課

資料編

部会	所掌事務	所管課等
安心安全都市部会	(1)消費生活に関する事 (2)市民相談に関する事 (3)防災に関する事 (4)消防に関する事 (5)防犯に関する事 (6)交通安全に関する事 (7)その他、安心安全都市部会に関する事	安全環境部 生活安全課 総合防災課 都市整備部 建築指導課 土木建設課 消防本部 消防総務課 予防課 警防課 指令課
快適生活都市部会	(1)公共交通に関する事 (2)道路に関する事 (3)公園・緑地に関する事 (4)水道に関する事 (5)下水道に関する事 (6)市街地整備に関する事 (7)住宅に関する事 (8)その他、快適生活都市部会に関する事	総務企画部 総合企画課 財務部 財政課 都市整備部 都市計画課 建築指導課 都市整備課 公園緑地課 土木管理課 土木建設課 上下水道局 経営企画課 給排水相談課 建設課 維持管理課
産業活力都市部会	(1)農業に関する事 (2)商工業に関する事 (3)観光に関する事 (4)労働環境に関する事 (5)その他、産業活力都市部会に関する事	子ども部 子育て支援課 生涯学習部 男女共同参画課 産業活力部 産業政策課 農政課 商工課 農業委員会事務局

部会	所掌事務	所管課等
計画推進部会	(1)市民参画によるまちづくりの推進に関すること (2)地域の視点に立った主体的なまちづくりの推進に関すること (3)持続可能な行政経営の確立に関すること (4)他の部会に属さない事項に関すること (5)その他, 計画推進に関すること	総務企画部 総務課 総合企画課 公共施設マネジメント推進課 コミュニティ推進課 秘書課 行財政改革推進課 広報広聴課 情報管理課 戸籍住民課 職員課 財務部 財政課 契約課 管財課 納税課 市民税課 資産税課 債権管理課 安全環境部 生活安全課 会計課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局

◇第4次総合計画（後期基本計画）策定体系◇



◇用語説明◇

	用語	説明
あ	アーティストバンク制度	・アーティストの情報を収集、公開することにより、アーティストに活動の機会を提供するとともに、市民の文化芸術に触れる機会の増加を図ることを目的とした制度
	新たな感染症	・人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの
	医療資源	・医師や看護師等の医療スタッフ、医療機器・検体検査・医薬品等の設備や施設、運転資金などより良い医療を提供するために必要とされるもの
	インクルーシブ教育	・特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障することを目指し、ともに学ぶ仕組み
	雨水浸透枳	・雨水流出量の抑制、地下水の涵養による地盤沈下の防止等を目的とし、住宅地などに降った雨水を地面へと浸透させることのできる枳
	雨水整備率	・雨水整備に係る全体計画の面積のうち、整備が完了している区域の面積の割合
	エコファーマー	・たい肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う農業生産方式の導入計画を県知事に提出して、認定を受けた農業者の総称
	エコマーク	・公益財団法人 日本環境協会が認定した、環境保全に役立ち、環境への負担が少ない商品に付けられたマーク
	オープンスペース	・都市や敷地内で、建物の建っていない土地
	汚水適正処理構想	・市内全域を対象として効率的かつ効果的に汚水処理施設整備を実施するために、公共下水道及び合併処理浄化槽等の整備区域を設定するもの
	オゾン層	・酸素原子3個からなる物質が地上約10～50km上空の成層圏に多く存在する層のこと
	温室効果ガス	・大気圏にあつて、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称
か	ガイドライン	・政策・施策などの指針、指標
	合併処理浄化槽	・トイレの汚水だけでなく、台所・お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと

資料編

	用語	説明
か	環境美化ボランティア制度	・行政が、道路、公園を含む公共施設用地について、市民や自治会等と定期的に美化活動を行うよう契約する制度
	環境マネジメントシステム	・企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等。エコアクション 21 や ISO14001 がある
	管渠 <small>かんこういりこみきやくすう</small>	・放水路や地中に埋設された下水管など
	観光入込客数	・八千代市内の観光地点及び行祭事・イベントに訪れた観光客の延べ人数
	涵養	・地表の水が地下に浸透し、地下水となること
	橋梁	・河川・溪谷・運河などの上に架け渡し、道路・鉄道などを通す橋のこと
	救急業務メディカルコントロール	・救急現場から医療機関への搬送される間において、救急救命士等に医療行為が委ねられる場合、医師が指示または指導・助言ならびに検証してそれらの行為に対する質を保証すること
	近隣公害	・飲食店の営業騒音、家庭のエアコンの室外機の騒音、建設工事の騒音・振動など日常生活に密着した住まいや生活環境をめぐる隣近所同士のトラブル
	グリーン購入	・製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること
	グループホーム	・高齢者や障害者等が、専門職員による支援を受けながら日常生活を営む共同生活住居
	グローバル化	・地球規模、世界規模に広がること
	グローバル人材	・国際的視野を養い、主体的に国際社会に参画していく人材
	公共施設等の一体的なマネジメント	・公共施設等の有効活用や統廃合及び長寿命化、適切な改修や維持管理など、公共施設等の効率的かつ効果的な企画・管理・運営を行うこと
	交通ネットワーク	・単一もしくは複数の交通機関によって網の目のようにめぐらされた交通路
	高度救急資機材	・救急業務の高度化に伴い、救命に関わる処置に対応するための救急用資機材
	高年齢者	・60 歳以上 65 歳未満の人
高付加価値型農業	・有機栽培・無農薬による品質向上など、様々な農作物の価値を高める取組を通じて生産性・収益性を向上させる農業手法のこと	

	用語	説明
か	<p>高齢社会</p> <p>コーディネート コミュニティバス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢の人口が多い社会。一般的には、65歳以上の人口が総人口に占める割合である高齢化率が、14%を超えて21%以下の社会（高齢化社会…7%を超えて14%以下、高齢社会…14%を超えて21%以下、超高齢社会…21%超） ・調整し全体をまとめること ・路線バスを補完するため、地方自治体や地域の住民団体などが主体となり、市街地の活性化を図ることなどを目的として運行されるバス
さ	<p>再くるくん</p> <p>再生可能エネルギー</p> <p>産学官の連携 残土条例</p> <p>資源循環型社会</p> <p>シティセールス</p> <p>省エネラベル</p> <p>生涯学習ボランティアバンク</p> <p>上下水道事業経営戦略</p> <p>少子高齢化</p> <p>除害施設</p> <p>シンポジウム</p> <p>スキルアップ</p> <p>セーフティネット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・八千代市のゴミ減量キャラクター。空き缶をリサイクルする過程をロボットとして図式化したもので、指定ごみ袋をはじめ、様々な広報媒体に利用している ・太陽光、太陽熱、風力、バイオマスなどのエネルギー。再利用可能、または無尽蔵な供給が可能なエネルギー ・企業・大学・行政等が互いに連携しあうこと ・正式名は、八千代市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例 ・廃棄物の発生を抑制するとともにその再利用・リサイクルを促進して資源として循環利用する社会 ・都市イメージの向上や都市ブランド力を高めるため、市の内外に向けて戦略的に市の情報を発信すること ・「省エネ型製品」選びを手助けするラベル表示 ・各分野において知識・技能及び技術を有する人材を登録し、その知識等を学びたい人に紹介する制度 ・平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とした上下水道事業の経営に係る基本方針を示す計画 ・出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子供の割合が低下し高齢者の割合が高まること ・下水の排除基準を遵守するために、事業所等が水質を悪化させる恐れのあるものを処理するために設置する施設 ・コーディネーターによる進行の下、一つの主題のそれぞれ異なった側面や立場から通常3人以上のパネリストが発言したり討論したりする形式の会議のこと ・資格や技術を習得しそれを磨くこと ・生活困窮等に陥った場合に、最低限の生活が続けられるようにする生活保護などの社会保障制度

資料編

	用語	説明
さ	生物多様性	・生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること
	石綿セメント管	・セメントに石綿繊維を混合して製造した水道管
	セキュリティ	・安全、保安、防犯
	総合型地域スポーツクラブ	・地域を母体とし、子どもから大人までのあらゆる年齢層が様々なスポーツ活動等を行う組織
	総合行政ネットワーク (L G W A N)	・地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する行政専用ネットワークであり、安全確実な電子文書交換、電子メール、情報共有及び多様な業務支援システムの共同利用を可能とする電子自治体の基盤 (Local Government Wide Area Network の略)
	ゾーニング計画	・類似した地域をまとめて計画していくこと
た	第1号被保険者	・介護保険制度において、介護保険料を納めて、介護給付を受ける資格がある65歳以上の人のこと
	大学公開講座	・教育・研究成果を市民に還元し、市民に対して広く学習機会を提供するために実施している取組
	ダクタイル鋳鉄管	・ダクタイルは「強靱な」という意味の形容詞。引張り強さや伸びなどが優れ、衝撃や腐食に強い水道管
	多文化共生社会	・外国人も同じ地域の住民として互いに認め合い、共に地域づくりをしていこうとする社会
	団塊の世代	・昭和22年(1947)から24年(1949)までのベビーブームに生まれた世代
	地域コミュニティ	・地域住民が生活している一定の地域。町内会・自治会などは、これを担う代表的な組織の例
	地産地消	・地元で生産されたものを、地元で消費すること
	知識基盤社会	・新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会
	中核病院	・地域の医療連携の中核を担う病院
	中継ポンプ場	・自然流下により深くなった下水管の下水をポンプでくみ上げる施設
	長寿命化計画	・点検や調査結果に基づいて、施設やインフラの計画的な改築・更新を行うための計画
	デジタル教材	・教科書や副教材の内容をデジタル化し、電子黒板やスクリーンに表示して授業をしたり、生徒がタブレット型端末で読んだりできるようにしたもの

	用語	説明
た	電子自治体 特定行政庁 特定事業場 都市型救助資機材 都市型コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ I C T（情報通信技術）を利用して、業務における様々な事務手続きを効率化し、住民の利便性向上を図った地方自治体 ・ 建築確認等に関する事務を司る建築主事がついて、木造の戸建てだけでなくマンション等の鉄筋コンクリート造の建築物の建築確認等を行う行政機関 ・ 排水の水質の規制が必要な施設として下水道法により指定された施設（特定施設）を有する工場・事業場 ・ 災害における救助活動をより安全・省力的かつ迅速に実施するための救助用資機材 ・ 地縁・血縁など生まれる前からある属性に基づく人間関係が中心となる農村型コミュニティに対して、地縁・血縁とは異なるきっかけで在住することとなった諸個人が相互に過剰なもしくは個人的な干渉を避ける人間関係が中心となるコミュニティのこと
な	ニート 西八千代北部特定土地区画 整理事業 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない状態を指す言葉。日本では、15歳から34歳までの、家事・通学・就業をせず職業訓練も受けていない、求職活動に至っていない者を指す。Not in Education, Employment or Trainingの頭文字をとって「N E E T」 ・ 八千代緑が丘駅の北西部に位置する区域（約140.5ha）で行っている土地区画整理事業（施行主・独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）） ・ 保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設
は	パートナーシップ パブリシティ活動 パブリックコメント バリアフリー ハローワーク 貧困の連鎖	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同で何かを行うための協力関係 ・ 新聞・テレビなどの報道機関を通じて、市政情報を積極的かつタイムリーに市民に提供していくこと ・ 公的な機関が条例あるいは計画などを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続きのこと ・ 障害者や高齢者等が社会生活をしやすいように物理的・社会的・心理的な障壁（バリア）を取り除くこと ・ 公共職業安定所の愛称 ・ 生活保護世帯で育った子どもが、大人になって再び生活保護を受ける状態を表す言葉

資料編

	用語	説明
は	福祉作業所	・八千代市第1、第2、第3福祉作業所（知的障害者のための通所作業施設）。社会生活の自立を目指し、作業・訓練・生活指導を行う施設
	フォーラム	・専門家による講演だけでなく、多くの関係者を招いて率直な新たな意見を求めたり、合意形成を図ったりすることなどを目的とした公開イベント。転じて、そうしたイベント手法を好む団体の名称に使われることもある
	放課後子ども総合プラン	・「学童保育」と「放課後子ども教室」を一体的に又は連携して実施し、子どもたちの総合的な放課後対策を講じるための計画
	ほ場	・作物を栽培する田畑・農園のこと
や	谷津・里山	・谷津は、平らな台地に樹枝状に深く入り込んだ谷の地形。里山は、山林、田畑、池沼、河川、集落等が組み合わされた環境
	有効率	・配水した水量のうち有効に使用された水量(有効水量)の割合
	有収率	・供給した水道水の量又は処理した汚水量のうち料金収入などの対象となる水量(有収水量)の割合
	ユニバーサルデザイン	・年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすく分かりやすい設計
	幼児教育	・小学校入学前の幼児のための教育
ら	ライフスタイル	・生活の様式・営み方
	ライフステージ	・人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階
	ライフライン	・電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必要の諸設備
	リハビリテーション	・病気や外傷が原因で心・身の機能と構造の障害と生活上の支援の必要が生じたときに、個人とその人が生活する環境を対象に、多数専門職種が連携して問題の解決を支援する総合的アプローチの総体
	レセプト	・診療報酬明細書

	用語	説明
わ	ワークショップ ワーク・ライフ・バランス	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、単一の会議室内で3つ以上の少人数グループに分かれて、各テーブルファシリテーターによる進行の下、各参加者が対等な立場で自由に発言し合う形式のグループ討議。新たな意見や課題の発掘のために行う場合や、課題解決策を絞り込んだり合意形成の一環で行う場合などがある ・「仕事と生活の調和」の意味。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること
他	ICT NPO UR賃貸住宅ストック再生・再編方針 北千葉広域水道企業団 四市複合事務組合 6次産業化	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・通信に関する技術一般の総称（Information and Communication Technology の略） ・民間非営利団体。政府や企業などではできないか効率的でない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体（Non-Profit Organization の略） ・独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）が策定した、今後におけるUR賃貸住宅ストックの再生・活用の方向性等を定めたもの。本格的な少子化・高齢化、人口・世帯減少社会の到来、住宅セーフティネットとしての役割の重点化の要請等を背景に、UR賃貸住宅ストックを国民共有の貴重な財産として再生・再編するために、平成30年度までの方向性を定めるものとして策定された ・千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市及び八千代市の1県7市で構成される、利根川水系江戸川を水源に水道用水供給事業を行う一部事務組合 ・船橋市・習志野市・鎌ヶ谷市及び本市で組織する一部事務組合で、斎場等を設置運営している ・農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態